

(広報資料)



令和5年2月22日

京都市子ども若者はぐくみ局
〔 幼保総合支援室 〕
電話 075-251-2390

京都市はぐくみ推進審議会 児童福祉分科会
令和4年度第2回「認可・確認部会」の開催について

この度、京都市では、京都市はぐくみ推進審議会 児童福祉分科会の令和4年度第2回「認可・確認部会」を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

記

1 日程

令和5年3月3日（金） 午後2時～午後3時

2 議題

(1) 意見聴取

- ① 認可・確認申請案件について（保育所、認定こども園、小規模保育事業所）
- ② 確認申請案件について（幼稚園）

(2) 報告

- ① 定員の変更について
- ② 保育所、小規模保育事業所の廃止について

3 委員

(敬称略・50音順)

氏名	団体・役職名等
和泉 景子	市民公募委員
沖 豊彦	京都市社会福祉協議会 事務局長
○ 川北 典子	大谷大学 教授
中野 浩子	市民公募委員

○：部会長

4 傍聴

本委員会は、京都市市民参加推進条例第7条第1項ただし書き及び京都市情報公開条例第7条第1号に規定する非公開情報(※)を扱うため、非公開とします。

なお、開催後、資料等をホームページで公開します。

(※)非公開理由…議論となる施設等の調書に個人の情報が含まれるため。

<参 考>

■ 京都市市民参加推進条例（抄）

（附属機関等の会議の公開）

第7条 附属機関の会議及びこれに類する合議体（以下「審議会等」という。）の市民、学識経験のある者等で構成する会議は、公開しなければならない。ただし、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になる場合その他別に定める場合は、この限りでない。

■ 京都市情報公開条例第7条第1号に規定する非公開情報（一部）

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの。

■ 京都市はぐくみ推進審議会 児童福祉分科会 認可・確認部会について

幼保連携型認定こども園、保育園（所）、小規模保育事業等を認可する場合や、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認（利用定員の設定）等をしようとする場合に意見聴取を行う機関です。